神戸市公立大学法人教育研究奨励寄附金取扱規程

2018年４月１日
規程第５号

（趣旨）

第１条　この規程は、神戸市公立大学法人（以下「法人」という。）における教育研究奨励寄附金（以下「奨励寄附金」という。）の受入れ及び取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、奨励寄附金とは、次の各号の経費に充てることを目的に、法人が受け入れる寄附金、助成金等をいう。

⑴　施設整備に要する経費

⑵　教育研究活動の支援に要する経費

⑶　その他前各号に準ずる経費

（寄附の申込み）

第３条　奨励寄附金の寄附をしようとする者（以下「寄附者」という。）は、別に定める「奨励寄附金申込書（様式１）」（以下「申込書」という。）を、理事長に提出するものとする。

（受入れの決定）

第４条　奨励寄附金の受入れの決定は、理事長が行う。

２　理事長は、奨励寄附金の受入れを決定したときは、寄附者に対して「奨励寄附金受入受諾書（様式２）」を送付する。

３　理事長は、寄附者からの入金を確認したときは、寄附者に対して「奨励寄附金受納書（様式３）」を送付する。

（受入れの制限）

第５条　次の各号のいずれかに掲げる条件が付されている寄附金は、奨励寄附金としてこれを受け入れることができない。

⑴　寄附金により財産を取得した場合、これを寄附者に対して無償で譲渡すること。

⑵　寄附金による学術研究の結果、知的財産権が生じた場合、これを寄附者に対して無償で使用させ、又は譲渡すること。

⑶　寄附金の使途について、寄附者が調査、検査を行うこととされていること。

⑷　寄附申込後、寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。

⑸　その他理事長が特に法人運営上の支障があると認める条件

（奨励寄附金の使途）

第６条　理事長は、奨励寄附金の受入れを行ったときは、奨励寄附金の目的に応じた経費に充てるものとする。

２　寄附者から使途が特定されない寄附を受け入れるときは、理事長は、その使用に先立ち、あらかじめ計画的にその使途の特定を行うものとする。

（使途の変更）

第７条　理事長は、奨励寄附金が当該使途に使用できなくなったときは、他の使途に使用することができる。

（教職員個人が受けた奨励寄附金の取扱い）

第８条　法人の教職員が奨励寄附金を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該教職員は、当該奨励寄附金を改めて法人に寄附するものとする。

⑴　当該奨励寄附金が、当該教職員の職務上の教育・研究を助成しようとするものであるとき。

⑵　当該奨励寄附金を、法人の施設・設備等を使用した教育・研究を実施するための経費に充てようとするとき。

（適用除外）

第９条　次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の一部を適用しないことができる。

⑴　国、政府関係機関又は地方公共団体からの奨励寄附であるとき。

⑵　クラウドファンディングを活用した奨励寄附であるとき。

⑶　個人からの奨励寄附であるとき。

⑷　記念事業等の特定の目的のために募る奨励寄附であるとき。

⑸　その他理事長が特別な事情があると認めたとき。

（管理経費）

第10条　奨励寄附金には、管理経費を含むものとし、管理経費の額は原則として受入れを行った奨励寄附金の額に130分の30を乗じて得た額とする。ただし、理事長が特に認めたときは、この限りでない。

（雑則）

第11条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

この規程は、2018年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、2021年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、2022年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、2023年４月１日から施行する。

附　則

1　この規程は、2026年11月１日から施行する。

2　第10条の規定にかかわらず、2026年11月１日から2028年３月31日までに奨励寄附金の申込みがあった場合における管理経費の額は、次の各号に掲げる当該申込みの期日に応じて、それぞれ当該各号に定める額とする。

⑴　2026年11月１日から2027年３月31日まで　奨励寄附金の額に100分の10を乗じて得た額

⑵　2027年４月１日から2028年３月31日まで　奨励寄附金の額に120分の20を乗じて得た額

様式１（第３条第１項関係）

年　　月　　日

神戸市公立大学法人理事長　様

寄附者
住　所　〒　　－

電　話

氏　名（ふりがな）　　印

奨励寄附金申込書

下記のとおり寄附します。

記

１　寄附の金額及び目的

○ 寄附対象校（寄附の対象校を指定されるときは、下のいずれかに○をつけてください。）

・神戸市外国語大学
・神戸市立工業高等専門学校
・指定しない。

○ 施設整備のため　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

○ 教育研究活動の支援のため　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

○ その他（　　）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

２　顕彰

ご寄付をいただいた場合は、神戸市公立大学法人芳名録へご芳名を掲載しますが、掲載を希望しないときは、下のいずれかに○をつけてください。

・ご芳名・寄附金額ともに記載しない。
・寄附金額を記載しない。

ご送付先：　〒651－2187
神戸市西区学園東町９丁目１
神戸市公立大学法人 法人事務局 経営グループ 寄附担当
FAX： 078－792－9020

様式２（第４条第２項関係）

年　　月　　日

奨励寄附金受入受諾書

（寄附申込者）　　様

神戸市公立大学法人
理事長

年　　月　　日付けでお申込いただきました神戸市公立大学法人に対する下記奨励寄附金につきましては、お申込みどおり受諾させていただきます。

記

寄附金額：

様式３（第４条第３項関係）

奨 励 寄 附 金 受 納 書

様

寄附金額　　金　　円也

上記のとおり寄附金を受納しました。

年　　月　　日

神戸市公立大学法人

理事長

上記の金額は、所得税法第78条第２項第２号及び法人税法第37条第３項第２号に基づき財務大臣が指定した寄附金（昭和40年４月30日大蔵省告示第 154号）に該当するものです。

（注）１　この寄附金は、所得税法上の寄附金控除の対象となる特定寄附金又は法人税法上の全額損金算入を認められる指定寄附金として財務大臣から指定されています。

２　個人の方の寄附金は、兵庫県及び神戸市の市県民税の税額控除の対象となります。

３　上記の措置を受けるために、確定申告に際して、この受納書が必要となりますので、相当期間大切に保管してください。